

# 1 情報公開審査会の答申

情審第6号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)1月24日付け事業第219号で諮問(諮問第30号)のあった公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年8月24日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「平成30年1月10日に、小田原競輪開催執務委員長が、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会から受領した、F I ジャパンカップ共催費 100,000 円の処理状況がわかる文書」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年9月7日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「当時の広告宣伝関係業務受託業者が処理を行ったため、本市には当該処理に係る公文書は存在しない。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年9月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年11月7日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年11月22日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年11月24日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和3年12月12日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年1月24日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び令和4年4月15日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 小田原競輪開催執務委員長（以下「執務委員長」という。）は、F I ジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者として、F I 協議会規則に基づき、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「F I 協議会」という。）へ平成25年度から毎年度10万円の分担金を支出してきた。そして、平成30年1月10日に、F I 協議会規則に基づく協賛金10万円を受領し領収書を発行している。つまり、この10万円は小田原市の財産ということである。
- (2) 処分庁の回答は、「当時の広告宣伝関係業務受託業者が処理を行った。」となっているが、当時の広告宣伝関係業務受託業者（以下「受託業者」という。）が、この10万円を処理したとするのであれば、その前に小田原市の財産である10万円が、何らかの形で受託業者へ引き継がれたことを示す書類が存在するはずであって、公文書不存在という決定は誤りである。
- (3) F I 協議会規則には「F I ジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し、1開催10万円を協賛金として支出する。」とされているだけで、その用途が限定されているものではなく、「ファンサービス等に要するため」との主張は当たらない。
- (4) 公金である10万円を引き渡したのであれば、相手に領収書を提出させるのは当然であって、「書類のやりとりがなかった。」ということはある得ない。さらに、「その受託業者がファンサービス用の品物の作成に充てていた。」ことを確認しているのであれば、受託業者が10万円をどのように処理したか、何にいくら使ったのかを承知しているということであり、その確認に至った文書等が存在するはずである。
- (5) 書類が存在しないということは、①10万円は本当に執務委員長から受託業者に引き渡されたのか、②受託業者は本当にファンサービス用の品物の作成に充てていたのか、という疑いを抱かれても仕方のない内容である。
- (6) 10万円を、執務委員長が、F I 協議会から、現金か振込か、いかなる形で受領したかは不明であるが、受領している以上、一旦はこの10万円が小田原市の管理

下にあったことは明らかである。

- (7) 小田原市の管理下にある 10 万円を受託業者が処理するためには、執務委員長から受託業者へその管理を移す根拠となる文書が存在するはずである。あり得ないことだが、何らの文書もなく管理を移したとしても、受託業者が処理した結果を示す文書、つまり、その 10 万円をどのような使途で「処理」したのかを示す文書は存在するはずである。
- (8) いずれの文書も存在しないとしたら、受託業者が処理を行ったことを証する書類は存在しないこととなり、本当に「処理」したのかが疑われることとなってしまう。
- (9) 疑念を払拭するためには、小田原市の財産が適切に処理されたことを示す文書の公開が必要である。

## 第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書、審査庁提出の諮問理由書及び令和 4 年 5 月 9 日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 請求人の指す「ジャパンカップ共催費」とは、F I ジャパンカップを開催する競輪場に対し、F I 協議会からファンサービス等に用するため、支給されるものである。
- 2 平成 30 年 1 月 10 日に F I 協議会から支給された共催費は、現金で受領後、受託業者に、そのまま引き渡し、その受託業者がファンサービス用の品物の作成等に充てていた。
- 3 その際、受託業者との書類のやりとりがなかったため、請求人の求める書類は存在していない。
- 4 以上の経過から、請求人の求める書類は存在しない。
- 5 共催費については、本市の公金として受領したわけではなく、協議会から一時預かったものと認識している。
- 6 なお、現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、執務委員長を経由せず、小田原競輪開催業務等包括委託業務を受託している業者に直接支給されるよう、手続方法を改めている。また、今後は、F I 協議会からの共催費は、小田原市の歳入とした上で、支出は予算化して、受託業者への支給は、個別の契約を結

んだ上で、執行する予定である。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、審査庁提出の諮問理由書、令和4年4月15日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、実施機関が現金を収入処理した後、実施機関が支出処理をした状況等を示す文書と考えられる。

具体的には、執務委員長が、F I ジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者として、F I 協議会規則に基づく協賛金10万円を平成30年1月10日に受領し、F I 協議会に領収書を発行した状況までが収入処理と考えられ、執務委員長が受託業者に当該10万円を支払った後、受託業者がどのように使用したのかを執務委員長に報告するまでが支出処理と考えることができ、当該支出処理に係る文書が、本件請求に係る本件文書であると判断できる。

地方自治法及び小田原市財務規則には「支出の方法」や「支出負担行為」等の手続が規定されており、同規則第61条の2には、「支出命令権者は、支出をしようとするときは、支出負担行為との適合、所属年度、債権者の氏名及び印鑑の正誤並びに支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査した上、支出命令票を作成し、会計管理者に支出命令を発しなければならない。」と規定されている。これらの規定に基づけば、本件文書は、事務処理上、作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

### 2 本件文書に係る事務処理について

実施機関は、提出した弁明書において、平成30年1月10日にF I 協議会から支給された共催費10万円については、現金で受領後、受託業者にそのまま引き渡し、その受託業者がファンサービス用の品物の作成等に充てており、その際、受託業者との書類のやりとりがなかったため、本件文書は存在しないと主張している。

なお、現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、執務委員長を経由せず、受託業者に直接支給されるよう、手続方法を改めていると主張している。

これらのことについて、当審査会で、令和4年5月9日に実施機関への聴き取り調査を実施したところ、次のとおり説明があった。

- (1) F I ジャパンカップの開催は2年に1度であり、F I 協議会からの共催費も同様に支給される。
- (2) 事務処理に関しては、本件請求に係る平成29年度は、現金で受領後、受託業者に書面のやり取りもなく、そのまま引渡した。
- (3) 令和元年度については、現金で受領したが、使用しなかったため競輪事業特別会計の事業収入とした。
- (4) 令和元年度の事務処理について、行政監察に係る部署から、現金管理に係る不適正な執行を是正するよう指摘されたことから、令和3年度については、F I 協議会から受託業者に直接支給した。
- (5) 今後は、F I 協議会からの共催費は、実施機関の歳入とした上で、支出は予算化して、受託業者への支給は、個別の契約を結んだ上で、執行する予定である。

### 3 本件文書の存否について

当審査会では、上記1で述べたとおり、本件文書は、事務処理上、本来であれば作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

しかしながら、上記2で述べたとおり、実施機関は、本件請求に係る平成29年度の事務処理については文書を作成せずに、受託業者に現金を直接引き渡す処理をしたとしている。また、令和元年度には、不適正な事務処理の是正の指摘を受けたとしている。

当審査会では、当該指摘において、過去の収支記録が残されていないと記述されていることを確認したところであり、このことは、不適正な事務処理の故に、事務処理上の文書が存在しないことを証するものと理解できる。

また、実施機関は、共催費については、本市の公金として受領したわけではなく、協議会から一時預かったものと認識をしてきたと主張しており、このような認識があったことも踏まえると、事務執行の実態及びそれを前提とした実施機関の説明に、不自然な点は認められず、他に本件文書の存在を疑うべき特別の事情も存在しないため、本件文書を存在しないものとした実施機関の判断は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会は、実施機関における不適正な事務処理について、それを指摘する機関ではないが、上記「第7 審査会の判断」でも述べたように、本件文書は、事務処理上、本来であれば作成されてしかるべき文書であると考えられるものである。

条例は、その目的に、「市民の知る権利」と「市の説明責任」を掲げており、その基本となるのが公文書の作成及び公文書の適正な管理である。

実施機関は、適正な財務処理をしていくとのことであるので、今後とも、法令等に従って、適正な公文書の作成及び適切な管理が図られるよう期待するものである。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年1月24日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討



情審第7号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)1月27日付け総第111号で諮問(諮問第31号)のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）において公開をしないとした部分（ただし、実施機関が、令和4年6月30日付で、本件処分を変更して公開とするとした部分は除く。）については、別表に示す「公開をしないことが妥当な部分」を除き、公開すべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年10月27日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和3年10月の市長の日程表」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄がある表で構成されているものである。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年11月11日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報」とし、公開をしないとした理由を次のとおりとした。
  - (1) 条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの。また、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
  - (2) 条例第8条第2号に該当し、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、正当な利益を害するおそれがあるため。
  - (3) 条例第8条第3号に該当し、市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年11月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

#### 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年12月1日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年12月17日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年12月23日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人から反論書の提出は無かった。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年1月27日付けで諮問書を提出した。

#### 第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求書及び令和4年2月14日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の相手との議論の内容が非公開とされる余地はあるかと思うが、非公開は極めて限定的、抑制的であるべきである。
- (2) 今回に関しては、条例の制定趣旨や条文の趣旨を極めて恣意的に解釈し、逸脱しているとしか考えられない。
- (3) 情報公開制度は、公務員の「職務の遂行に関する情報」については、「当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容」の公開を義務付けている。中でも「職務遂行の内容」については例外を認めていない。小田原市の条例も全く同様である。
- (4) 未成熟な案件に係る関係者との面会のため、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるためとあるが、議論の内容などを聞いている訳ではないため、当てはまらないと考える。
- (5) 10月26日に、特定の法人名及び役員氏名が記載され、案件は挨拶とあり、個人名が明確に記載されているが、黒塗りにされている個人名、法人名との違いは何なのか、丁寧な説明が求められる。

#### 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関

の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書に記載されている相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報のうち、個人に関する情報は、特定の個人が識別できる、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるおそれがあるものであり、相手方が公にすることを希望されていない案件もある。
- 2 法人に関する情報は、事業提案等に係る案件であり、公開することにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるものである。
- 3 審議等に関する情報は、未成熟な案件に関わるものであり、公開することにより、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるものである。

## **第7 諮問後の本件処分の変更**

実施機関は、本件処分において公開をしないとした部分の一部について、公開をしないとした理由が無くなったとして、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して、その一部を公開とすることとした。

## **第8 審査会の判断**

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、令和4年2月14日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

なお、実施機関が、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して公開とすることとした部分については審議の対象外とする。

### **1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号、第2号ア及び第3号の解釈**

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号、第2号ア及び第3号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

#### **(1) 条例第8条第1号について**

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定

している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開として、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項として列挙しているものである。そして、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

## (2) 条例第8条第2号アについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であつて、次に掲げるもの。」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、各構成員の個人に関する情報でもあると判断できる。

そして、「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

## (3) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は「審議等に関する情報」について非公開情報としての要件を定めており、「市の機関」とは、市のすべての機関をいう。また、「検討、協議、調査研究に関する情報」については、市の事務及び事業について意思決定がされる場合、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議をはじめ、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者・関係法人等を交えた研究会等における協議や調査研究など、様々な検討、協議及び調査研究が行われており、「検討、協議、調査研究」とは、これら各段階において行われる検討、協議又は調査研究に関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続きを確保するために規定してあるものである。例えば、審議会等における発言内容で、公にされると、発言者やその家族に危害が及ぶおそれが生じるものや実施機関内部の政策の検討が十分でない情報であって、公にされると、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあるものなどが考えられる。

また「不当に」とは、検討等における途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが必要になる。

## 2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性

について検討していく。

なお、本件文書は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄がある表で構成されているものであり、本件処分は、公開をしない部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報」としている。

(1) 条例第8条第1号の該当性について

本件文書における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の部分について、案件に関する情報は、市長の職務としてとらえることができるが、相手方の所属、職及び氏名は、個人に関する情報である。

したがって、相手方の個人に関する情報については、「慣例として公にされ、または公にすることが予定されているもの」や「公務員等であるもの」を除いては、第1号に該当するものと認められる。

(2) 条例第8条第2号アの該当性について

本件文書における市長の日程表の件名欄には、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の案件に関する情報については、当該案件の内容を具体的に説明するようなものは確認できなかった。

したがって、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にしたとしても、法人の権利利益を害するおそれが生ずるものとは認められない。

ただし、この法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名は、法人に関する情報であると同時に、法人の構成員としての個人に関する情報でもあることから、慣例として公にされている法人の代表者の職及び氏名を除いては、第1号の個人に関する情報に該当すると認められる。

(3) 条例第8条第3号の該当性について

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件文書における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものであるが、案件に関する情報については、具体的な内容を説明するようなものは確認できなかった。

したがって、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にされたとしても、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められない。

(4) 条例第8条第4号イの解釈及び該当性について

当審査会が職権で検討するに、条例第8条第4号は「市が行う事業又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、具体的に同号イにおいて「市の契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを規定する。

「市の財産上の利益を不当に害するおそれ」とは、市が一方の当事者となる契約や交渉等において、財産上の利益が損なわれるおそれがあるものをいうものである。

当審査会が本件文書を見分し、また実施機関に聴き取りをしたところ、市長の日程表の件名欄には、市が一方の当事者となる契約や交渉に係る記載があることを確認することができた。これを公にすることは、市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。そのため、当該情報は、条例第8条第4号イに該当するものと認められる。

(5) 本件文書における市長の日程表の件名欄以外の部分について

本件文書には、市長の日程表の件名欄以外に、件名に係る時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄があるが、これらの欄は、単に件名に係る時刻、場所、市長や副市長の出席を印で示す出席区分で、その他には、職務に関する情報が記載されているのみである。

また、これらの欄の情報と照合することにより、件名欄に記載されている相手方の特定の個人を識別することができるようになるとは認められない。

したがって、時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄については、上記(1)から(3)に示す公開をしないとした理由である条例第8条第1号、第2号ア、第3号及び第4号イに該当するものとは認められない。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。



## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年1月27日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年2月14日	審査請求人から提出された意見書を収受
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討

**【別表】**

項番	日にち	日程表上の番号	公開をしないことが妥当な部分
2	10月4日(月)	15	件名欄内で条例第8条第4号イに該当する部分
4	10月7日(木)	7	件名欄内で条例第8条第1号に該当する部分
9	10月18日(月)	9	同上
12	10月22日(金)	12	同上
15	同上	18	同上

情審第8号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)2月18日付け総第122号で諮問(諮問第32号)のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）において公開をしないとした部分（ただし、実施機関が、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して公開とするとした部分は除く。）については、別表に示す「公開をしないことが妥当な部分」を除き、公開すべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年11月22日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和3年10月の市長の日程表」（以下「本件文書1」という。）及び「令和3年10月の市長及び同伴者の旅行命令申請」（以下「本件文書2」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書1は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄で構成されている表形式のものである。

また、本件文書2の旅行命令申請には、所属、氏名、日程、出張理由、出張先等が記載されている。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年12月7日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件等に関する情報」とし、公開をしないとした理由を次のとおりとした。
  - (1) 条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの。また、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
  - (2) 条例第8条第2号に該当し、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、正当な利益を害するおそれがあるため。
  - (3) 条例第8条第3号に該当し、市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年1月4日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

#### 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年1月13日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年1月27日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年1月31日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和4年2月17日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和4年2月18日付けで諮問書を提出した。

#### 第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の相手との議論の内容が非公開とされる余地はあるかと思うが、非公開は極めて限定的、抑制的であるべきである。
- (2) 今回に関しては、条例の制定趣旨や条文の趣旨を極めて恣意的に解釈し、逸脱しているとしか考えられない。
- (3) 情報公開制度は、公務員の「職務の遂行に関する情報」については、「当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容」の公開を義務付けている。中でも「職務遂行の内容」については例外を認めていない。小田原市の条例も全く同様である。
- (4) 未成熟な案件に係る関係者との面会のため、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるためとあるが、議論の内容などを聞いている訳ではないため、あてはまらないと考える。
- (5) 10月26日に、特定の法人名及び役員氏名が記載され、案件は挨拶とあり、個人名が明確に記載されているが、黒塗りにされている個人名、法人名との違いは

何なのか、丁寧な説明が求められる。

## 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書1及び本件文書2に記載されている相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報のうち、個人に関する情報は、特定の個人が識別できる、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるおそれがあるものであり、相手方が公にすることを希望されていない案件もある。
- 2 法人に関する情報は、事業提案等に係る案件であり、公開することにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるものである。
- 3 審議等に関する情報は、未成熟な案件に関わるものであり、公開することにより、今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがあるものである。

## 第7 諮問後の本件処分の変更

実施機関は、本件処分において公開をしないとした部分の一部について、公開をしないとした理由が無くなったとして、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して、本件文書1については、その一部を公開とすることとし、本件文書2については、全部を公開することとした。

## 第8 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

なお、実施機関が、令和4年6月30日付けで、本件処分を変更して公開とするとした部分（本件文書1は公開した部分、本件文書2は全部）については審議の対象外とする。

- 1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号、第2号ア及び第3号の解釈  
実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号、第2号ア及び第3号を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識

を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開として、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項として列挙しているものである。そして、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

(2) 条例第8条第2号アについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であつて、次に掲げるもの。」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、各構成員の個人に関する情報でもあると判断できる。

そして、「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な

可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

### (3) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定は「審議等に関する情報」について非公開情報としての要件を定めており、「市の機関」とは、市のすべての機関をいう。また、「検討、協議、調査研究に関する情報」については、市の事務及び事業について意思決定がされる場合、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議をはじめ、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者・関係法人等を交えた研究会等における協議や調査研究など、様々な検討、協議及び調査研究が行われており、「検討、協議、調査研究」とは、これら各段階において行われる検討、協議又は調査研究に関連して作成され又は取得された情報をいう。

「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続きを確保するために規定してあるものである。例えば、審議会等における発言内容で、公にされると、発言者やその家族に危害が及ぶおそれが生じるものや実施機関内部の政策の検討が十分でない情報であって、公にされると、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあるものなどが考えられる。

また「不当に」とは、検討等における途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが必要になる。

## 2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定め



ており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書1のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性について検討していく。

なお、本件文書1は、市長の日程として、令和3年10月の各日付別に、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」の欄がある表で構成されているものであり、本件処分は、公開をしない部分の概要を「相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報」としている。

#### (1) 条例第8条第1号の該当性について

本件文書1における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の部分について、案件に関する情報は、市長の職務としてとらえることができるが、相手方の所属、職及び氏名は、個人に関する情報である。

したがって、相手方の個人に関する情報については、「慣例として公にされ、または公にすることが予定されているもの」や「公務員等であるもの」を除いては、第1号に該当するものと認められる。

#### (2) 条例第8条第2号アの該当性について

本件文書1における市長の日程表の件名欄には、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものがある。

この件名欄の案件に関する情報については、具体的な内容を説明するようなのは確認できなかった。

したがって、法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にしたとしても、法人の権利利益を害するおそれが生ずるものとは認められない。

ただし、この法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名は、法人に関する情報であると同時に、法人の構成員としての個人に関する情報でもあることから、慣例として公にされている法人の代表者の職及び氏名を除いては、第1号の個人に関する情報に該当すると認められる。

(3) 条例第8条第3号の該当性について

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件文書1における市長の日程表の件名欄には、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報が記載されているものであるが、案件に関する情報については、具体的な内容を説明するようなものは確認できなかった。

したがって、個人に関する情報又は法人に関する情報としての相手方の所属、職及び氏名並びに案件に関する情報を公にされたとしても、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められない。

(4) 条例第8条第4号イの該当性について

当審査会が職権で検討するに、条例第8条第4号は「市が行う事業又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、具体的には同号イにおいて「市の契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを規定する。

「市の財産上の利益を不当に害するおそれ」とは、市が一方の当事者となる契約や交渉等において、財産上の利益が損なわれるおそれがあるものをいうものである。

当審査会が本件文書を見分し、また実施機関に聴き取りをしたところ、市長の日程表の件名欄には、市が一方の当事者となる契約や交渉に係る記載があることを確認することができた。そのため、当該情報は、条例第8号第4号イに該当するものと認められる。

(5) 本件文書1における市長の日程表の件名欄以外の部分について

本件文書1には、市長の日程表の件名欄以外に、件名に係る時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄があるが、これらの欄は、単に件名に係る時刻、場所、市長や副市長の出席を印で示す出席区分で、その他には、職務に関する情報が記載されているのみである。

また、これらの欄の情報と照合することにより、件名欄に記載されている相手方の特定の個人を識別することができるようになるとは認められない。

したがって、時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄については、上記

(1)から(3)に示す公開をしないとした理由である条例第8条第1号、第2号ア、第3号及び第4号イに該当するものとは認められない。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年2月18日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討

**【別表】**

項番	日にち	日程表上の番号	公開をしないことが妥当な部分
2	10月4日(月)	15	件名欄内で条例第8条第4号イに該当する部分
4	10月7日(木)	7	件名欄内で条例第8条第1号に該当する部分
9	10月18日(月)	9	同上
12	10月22日(金)	12	同上
15	同上	18	同上

情審第9号

令和4年(2022年)10月19日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について(答申)

令和4年(2022年)2月28日付け事業第264号で諮問(諮問第33号)のあった公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年10月12日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「第51回F I ジャパンカップ開催に際し、小田原市が「小田原競輪開催業務等包括委託」契約を締結する事業者に対して補填しなければならない内容がわかる書類」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和3年10月26日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「公開請求に係る事実が存在しないため。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年10月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和3年12月1日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和3年12月2日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和3年12月3日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和3年12月12日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は、審査請求人に対し、審査請求の趣旨及び理由に係る事実確認について照会した。
- 6 審査請求人は、審査庁側で事実確認を実施するよう回答した。
- 7 審査庁は当審査会に対し、令和4年2月28日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、支払事務処理に係る公文書の公開を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び令和4年4月15日付けで提出された意見書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求日は不詳であるが、「小田原競輪開催業務等包括委託」契約（以下「当該委託契約」という。）を締結する事業者（以下「受託事業者」という。）が、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「F I 協議会」という）に対して、「第51回F I ジャパンカップ開催に係る共催金」として10万円を請求し、2021年6月30日までの振込を求めているという事実がある。また、その請求書の中に「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」との記述がある。
- (2) 受託事業者から請求を受けた経緯をF I 協議会事務局へ問い合わせたところ「受託事業者に協賛金を支払うよう実施機関から依頼があったため、そのように対応した。」との説明があった。
- (3) 実施機関がF I 協議会に対し、自ら受け取るべき協賛金10万円を受託事業者へ、支払うよう依頼したこと、受託事業者からF I 協議会への請求書に補填の記述があることを踏まえると、実施機関が受託事業者に対して補填をしなければならぬ何らかの事情があり、F I 協議会からの10万円を充てたものと考えられる。
- (4) 補填という言葉を使っていることからすると、①実施機関から受託している業務の中でF I ジャパンカップ用のオリジナルクオカードを作成することになっていた、②何らかの事情によりその費用が不足することとなったため一部補填する必要が生じたが、契約を変更せず、実施機関の債権であるF I 協議会からの10万円を当該委託業者に受領させ、補填分に充てることとした、ということがあったとしか考えられない。
- (5) 実施機関は、受託事業者との契約において、何らかを補填するとの取り決めはないため、公開請求に係る事実が存在しないと弁明している。しかし、実施機関が受領すべき10万円を受託事業者が受け取るのであるから、当然実施機関の了承のもとに行われたものであり、「公開請求に係る事実が存在しない。」はずはな

いと考える。仮に事実が存在しないとすると、受託事業者は虚偽の内容を記載してF I 協議会への請求を行ったということになる。

- (6) 実施機関へ収入処理されるべき 10 万円が、実施機関の依頼によってF I 協議会から受託事業者へ支払われたということは、実施機関から受託事業者への 10 万円の支払いをF I 協議会が代行したものと考えられ、その支払いの根拠となる文書が存在するはずである。また、その文書の内容は、請求書に記載されている「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」に関するものであるはずである。もし文書が存在しないとしたら、依頼の根拠が存在しないことになってしまう。
- (7) 文書が存在した場合でも、その内容が「オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」に関するものでないとしたら、受託事業者が、虚偽の内容を以て 10 万円の請求を行ったことになってしまう。
- (8) そもそも、なぜ処理方法を変えて「支払いを依頼」しなければならなかったのか、委託契約に基づく委託料の他に、10 万円を追加で支払うことが本当に必要だったのか、その必然性が全く不明である。本事務の適正性を示すためには、実施機関と受託事業者との間で交わされた文書の公開が欠かせない。

## 第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和 4 年 5 月 9 日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 受託事業者は、実施機関と締結している当該委託契約の中でファンサービス品の調達業務を行っているが、当該委託契約において、実施機関が当該受託事業者に対して、何らかを補填するとの取り決めはない。
- 2 契約上「補填」とする単語に類似した条項として「損害賠償」に関する取り決めはあるが、発注者である実施機関が関係法令又は当該委託契約に違反したことによる契約解除に伴う受注者の損害に関する賠償に限定されるものである。また、「リスク分担」に関する取り決めもあるが、経費に関し、物価の変動、金利の変動、発注者の行政運用上の都合以外による運営費の増大は、受注者が負担することになっており、調達業務において、実施機関がリスク負担すべき該当事項はない。
- 3 F I 協議会への協賛金の請求は、当該委託業者の業務の範囲で行っており、請求手続自体をF I 協議会に対し直接行っていることから、いかなる項目の記載により



請求が行われたか、処分庁としては把握をしていない。

- 4 現在は、現金管理の観点から、F I 協議会からの共催費は、実施機関を經由せず、受託事業者に直接支給される手続方法で行っているが、今後は、F I 協議会からの共催費は、小田原市の歳入とした上で、支出は予算化して、受託事業者への支給は、個別の契約を結んだ上で、執行する予定である。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、令和4年4月15日付けで審査請求人から提出された意見書及び令和4年5月9日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件文書について

審査請求人は、公文書公開請求書において、当該請求に係る公文書について、「第51回 F1 ジャパンカップ開催に際し、小田原市が受託事業者に対して補填しなければならない内容が分かる書類」と表現している。その後、実施機関から、当該委託契約書において、補填についての取り決めはなく、また、共催費の請求は受託事業者が F1 協議会に対して直接行ったものであるという弁明がなされた。

それを受けて、審査請求人は、「実施機関から受託事業者への10万円の支払いを F I 協議会が代行したものと考えられ、その支払いの根拠となる文書が存在するはずである。」という意見を述べている。

当該意見を前提とすると、審査請求人は対象文書を補填の根拠を示す文書に限定しておらず、当該事業者が受領した共催金の支払いの根拠となる文書の公開を求めていると考えられる。

### 2 本件請求の前提となる請求書及び事務処理について

本件請求の前提となる請求書については、実施機関は受託事業者が直接 F I 協議会に請求したものであるため把握していないとのことであるが、審査請求人が入手したのものとして、当審査会に請求書の写しが提出されている。

当該請求書には、宛先が F I 協議会で、送り主に受託事業者名の記載があり、品名欄には、たしかに、「F I ジャパンカップ開催に係る共済金、オリジナルクオカード作成に係る費用の一部補填」との記述があるが、請求日が空欄であり、また受託

事業者の押印が無い場合、実物の請求書の写しであるかは確認ができない。

しかし、受託事業者が、F I 協議会に共催金を直接請求する手続自体は、実施機関も認めるところであり、また振込先として記載されている口座は、実施機関が把握している受託事業者の口座と一致しているとのことなので、実物の請求書の写しであると推察される。

その上で実施機関に、事務処理の実状等について聴き取り調査したところ、実施機関は、請求書にある補填の記述については、関知していないとのことであった。

また、当審査会では、実施機関から、受託業者と締結した当該委託契約書の提出を受けて調査をしたが、補填に関する記載はなかった。

他方で、実施機関は、受託事業者に対して、F I 協議会から支給される共催費を元にして、クオカードを作成するよう口頭で依頼したこと、現金管理の観点から、実施機関を経由せずに、F I 協議会から受託事業者に共催費が直接支給される手続としたこと及び受託事業者が直接F I 協議会に共催費を請求する状況があることは認めている。

### 3 本件文書の存否について

当審査会は、上記で述べたとおり、実施機関への聴き取り調査及び当該委託契約書の調査を行ったが、実施機関が受託事業者に補填しなければならない事情は確認できなかった。

他方で、実施機関は、受託事業者に対してクオカードの作成及びその費用としてF I 協議会から支給される共催費を充てるとの口頭で依頼したと説明し、そのための事務処理の経緯については文書を作成していないと主張している。

この点については、実施機関から聴き取ったところによれば、平成 29 年度においても同様に、当時の「宣伝・広告・ファンサービス一括委託業務」における受託事業者に対して、口頭でクオカードの作成依頼をして、現金を直接引き渡す事務処理をしており、当該経緯についても事務処理上の文書が存在しないとの説明を受けた。

したがって、現金の授受の有無にもかかわらず、これらの事務処理上の経緯が文書として残されていない状況は、不適切であったと言わざるを得ない。しかし、このような事務執行の実態を前提とすると、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他に対象文書の存在を疑うべき特別の事情も存在しないため、本件文書を存在しないものとした実施機関の判断は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会は、実施機関における不適切な文書事務について、それを指摘する機関ではないが、上記「第7 審査会の判断」でも述べたように、実施機関と受託事業者との事務処理上の経緯は、本来であれば文書として残されるものであると考えるものである。

条例は、その目的に、「市民の知る権利」と「市の説明責任」を掲げており、その基本となるのが公文書の作成及び公文書の適正な管理である。

実施機関は、今後は適正な事務処理をしていくとのことであるので、今後とも、法令等に従って、適正な公文書の作成及び適切な管理が図られるよう期待するものである。

## 第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年2月28日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討

情審第 10 号

令和 4 年（2022 年）10 月 19 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 4 年（2022 年）3 月 17 日付け総第 137 号で諮問（諮問第 34 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

当該審査請求事案については、小田原市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年1月13日付けで行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を令和4年6月30日付けで「公文書を全部公開する」旨の決定に変更したことで、審査請求の利益は失われたと認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

## 第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和3年12月24日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和3年10月18日の市長及び同伴者の旅行命令申請」（以下「本件文書」という。）について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を実施機関に対し行った。

なお、本件文書の旅行命令申請には、所属、氏名、日程、出張理由、出張先等が記載されている。

## 第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和4年1月13日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公開をしない部分の概要を「出張理由及び出張先に関する情報」とし、公開をしない理由を条例第8条第3号に該当し、市の機関の内部における検討、協議又は調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるためとした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年1月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

## 第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和4年2月9日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和4年2月25日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和4年3月2日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和4年3月14日付けで反論書を提出した。

5 審査庁は当審査会に対し、令和4年3月17日付けで諮問書を提出した。

## 第5 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、公文書の公開を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に係る情報は、条例第8条第3号に該当するものではないので、本件処分は、情報公開義務を規定する柱書に違反しており、違法である。

(2) 本件処分により、審査請求人は、市民としての知る権利を侵害されている。

(3) 本件処分の決定通知書における「公開をしない理由」の記載内容は、単に条文の「抜き書き」をしただけであり、「適用する根拠」を読み取ることが全くできないため、実施機関に義務付けられている「理由付記」を全く欠いた違法な処分である。

(4) 条例は、第1条で「市の諸活動を市民に説明する責務」を全うすることを制定の目的に定めている。また、第8条第1号は、公務員の「職務に関する情報」については、個人情報であっても「当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は原則公開すべきものと定めて、行政過程の透明性を追求している。

(5) 本件文書の情報が、仮に「検討、協議又は調査研究に関する情報」の範疇に入るとしても、「出張先」や「出張理由」のような「外形的事実」の公開が、市の意思決定過程を不当に阻害する要因と評価されるべき理由はないので、条例第8条第3号には該当しない。

## 第6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和4年5月9日に実施した実施機関への聴き取りによると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 当該出張は、未成熟な案件について意見交換をするためのものであり、これを公開することは、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがある。

2 当該出張理由は、国が募集する事業の提案に係るものであり、現在、国において提案内容の審査中であることから非公開と判断したものである。

## 第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び令和4年5月9日実施の実施機関の職員への質疑並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し審議した。

しかしながら、実施機関は、本件処分について、令和4年6月30日付けで「情報を秘匿する必要がなくなったため、本件文書を公開する」旨の決定に変更した。

したがって、本件処分の取り消しを求める審査請求の利益は失われたと認められる。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和4年3月17日	審査庁からの諮問書を受付
令和4年3月23日	第78回情報公開審査会 事案の審議
令和4年5月9日	第79回情報公開審査会 実施機関の職員への質疑及び事案の審議
令和4年6月30日	第80回情報公開審査会 事案の審議
令和4年8月9日	第81回情報公開審査会 答申案の検討

## 2 個人情報保護運営審議会の答申



令和4年(2022年)8月24日

小田原市長 守屋 輝彦 様

小田原市個人情報保護運営審議会  
会 長 小室 充孝

個人情報の取扱いについて(答申)

令和4年(2022年)7月8日付け総第33号で諮問された事案及び同年8月8日付け総第46号で諮問された事案について、当審議会は、次のとおり答申します。

**1 令和4年(2022年)7月8日付け総第33号で諮問された事案**

「個人情報保護法の改正に伴う(仮称)小田原市個人情報保護法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて(総務課)」

答申内容: 諮問された事案は、これを適当と認めます。

**2 令和4年(2022年)8月8日付け総第46号で諮問された事案**

「障がい者相談支援事業(障がい福祉課)」

答申内容: 諮問された事案は、次の条件に対応することを前提に、これを適当と認めます。

条 件 1 : 当該委託業者で取扱う個人情報に関して、委託先での管理方法や帰属等を把握整理すること。

条 件 2 : 当該委託事業に関して、個人情報取扱事務登録簿の作成の必要性を確認すること。

※各条件に関して、対応した事項等を当審議会に報告すること。

(事務担当:総務課情報統計係 288)

個人情報審議第5号

令和5年(2023年)3月31日

小田原市長 守屋 輝彦 様

小田原市個人情報保護運営審議会  
会 長 小室 充孝

個人情報の取扱いについて(答申)

令和5年(2023年)3月13日付けで諮問された事案について、当審議会は次のとおり答申します。

諮問事案：学校徴収金に係る徴収業務(教育総務課)

答申内容：諮問された事案は、これを適当と認めます。

(事務担当：総務課情報統計係 288)

### 3 公文書公開請求・個人情報の 開示請求の内容及び処理状況（全件）

公文書公開請求処理台帳

<令和4年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和4年4月3日	・酒気帯び運転の確認の方法について定めた文書 ・酒気帯び運転の有無についての確認記録	資産経営課	市長	公開	
令和4年4月4日	会議事録	議会総務課	議会	一部公開	1 4
令和4年4月5日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年4月5日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開	
令和4年4月5日	道路復元同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和4年4月10日	特定の課の支払いに関する文書	事業課	市長	不存在	
令和4年4月11日	令和3年度 曾我大沢字大畑地内災害復旧工事 金入り:本工事内訳書 内訳書 一位単価表	農政課	市長	公開	
令和4年4月21日	木造住宅耐震改修費診断書	建築指導課	市長	非公開	1
令和4年4月25日	位置指定道路図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年4月25日	位置指定道路図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年4月26日	住居表示付定処理簿と住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月2日	現況図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月11日	小田原市斎場の火葬炉利用における時間帯毎の受け入れ件数ならびに業者名	環境保護課	市長	一部公開	1
令和4年5月16日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月16日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月16日	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	消防総務課	市長	一部公開	1 2
令和4年5月16日	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	消防総務課	市長	不存在	
令和4年5月16日	決算特別委員会画像データ	議会総務課	議会	公開	
令和4年5月16日	会議録	議会総務課	議会	公開	
令和4年5月17日	①市道路線に係る路線名、延長・幅員、供用開始日が把握できるもの ②位置図と平面図	土木管理課	市長	公開	
令和4年5月19日	1 令和4年度のデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付申請に転出した、『AI・RPA活用による住民移動手続きのスマート課による住民サービスの向上』の採択を受けた、実施計画関連資料 2 令和4年度のデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付申請に提出した、『小田原市デジタルミュージアム創設事業』の採択を受けた、実施計画等関連資料	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	3
令和4年5月23日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年5月23日	有害鳥獣対策に係る予算についての書類	環境保護課	市長	取下げ	
令和4年5月23日	令和3年度国府津駅前広場拡張整備工事に関する文書	道路整備課	市長	公開	
令和4年5月23日	令和3年度国府津駅前広場拡張整備工事の入札に関する文書	契約検査課	市長	公開	
令和4年5月24日	固定資産標準宅地の評価替えに係る文書	資産税課	市長	一部公開	1 2 4
令和4年5月26日	下水道専用許可書の図面及び工事内容を示した書類一式	土木管理課	市長	一部公開	1
令和4年6月2日	イノベーションラボの利用日数及び利用人数	未来創造・若者課	市長	公開	
令和4年6月2日	令和3年度小竹字神福尻地内用排水路災害復旧工事 R4.3.25開札 令和3年度曾我大沢字大畑地内災害復旧工事 R4.3.10開札 上記工事積算の【本工事内訳・種目別内訳・科目別内訳・細目別内訳・別紙明細・代価表】までの入札時の積算するために必要な単価入り設計書	農政課	市長	公開	
令和4年6月2日	令和3年度国府津駅前広場ほか照明灯等設置工事における金額入り設計書一式	道路整備課	市長	公開	
令和4年6月2日	令和3年度小田原駅東西自由連絡通路照明灯更新工事における金額入り設計書一式	道路整備課	市長	公開	
令和4年6月2日	令和3年度石橋水源地自家発電設備更新工事における金額入り設計書一式	浄水管理課	市長	公開	
令和4年6月3日	令和3年度公共下水道テレビカメラ調査業務委託金入り設計書	下水道整備課	市長	公開	
令和4年6月3日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年6月3日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開	
令和4年6月6日	土地境界確定請求事件に係る呼出状及び答弁書、催告状	土木管理課	市長	一部公開	1 2
令和4年6月8日	道路事前相談申請書線形図	建築指導課	市長	公開	
令和4年6月9日	小田原市斎場の火葬炉利用における時間帯毎の受け入れ件数ならびに業者名	環境保護課	市長	取下げ	
令和4年6月10日	カラー航空写真	資産税課	市長	公開	
令和4年6月13日	土地賃借料の納付日がわかるもの	資産経営課	市長	公開	
令和4年6月14日	新型コロナウイルスワクチンに関する科学的根拠、論文等	健康づくり課	市長	不存在	
令和4年6月15日	境界確定図	学校安全課	教育委員会	一部公開	2
令和4年6月17日	令和4年度前川3号マンホールポンプ制御盤等改修工事における金額入り設計書一式	下水道整備課	市長	公開	
令和4年6月20日	特定の学校との面談記録	教育指導課	教育委員会	存否応答拒否	
令和4年6月21日	消防用設備等定期点検結果報告書	消防総務課	市長	一部公開	1
令和4年6月27日	特定の建物に係る建設資金に関するもの	資産経営課	市長	一部公開	2
令和4年6月27日	特定の建物に係る指導に関するもの	資産経営課	市長	不存在	
令和4年6月30日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年7月4日	道路後退用地事前相談審議カード	建築指導課	市長	公開	
令和4年7月8日	委託料の支払いに関する書類	事業課	市長	公開	
令和4年7月8日	小田原市新病院建設事業者選定委員会の議事録	病院再整備課	病院事業管理者	一部公開	1 3
令和4年7月8日	出張命令書	秘書室	市長	公開	
令和4年7月12日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年7月13日	標識設置報告書	開発審査課	市長	一部公開	1
令和4年7月19日	令和3年度 公募型指名競争入札 工事名:小田原市立豊川小学校音楽室ほか空調設備設置工事 ・工事概要説明事項書・工事内訳書・種目別内訳・科目別内訳・中科目別内訳・細目別内訳・別紙明細・代価表・共通費計算書	学校安全課	市長	公開	
令和4年7月19日	令和3年度 公募型指名競争入札 工事名:小田原市立下府中小学校音楽室ほか空調設備設置工事 ・工事概要説明事項書・工事内訳書・種目別内訳・科目別内訳・中科目別内訳・細目別内訳・別紙明細・代価表・共通費計算書	学校安全課	市長	公開	
令和4年7月21日	小田原市小中学校用務業務に係る仕様書	教育総務課	市長	公開	
令和4年7月24日	特定の委託料の支払い額の算出根拠がわかる書類	事業課	市長	一部公開	2
令和4年7月24日	特定の委託料の支出日がわかる書類	事業課	市長	公開	
令和4年7月29日	特定の建物に係る補助金支出の決裁文書	資産経営課	市長	一部公開	2
令和4年7月29日	特定の土地の所有権に係る申請書	資産経営課	市長	不存在	
令和4年7月29日	特定の敷地について協議した報告書	資産経営課	市長	一部公開	1
令和4年7月29日	特定の建物に係る建築確認済み証及び同検査済み証	建築指導課	市長	不存在	
令和4年7月29日	特定の建物に係る建築確認済み証及び同検査済み証	建築指導課	市長	不存在	
令和4年8月1日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和4年8月2日	政治活動用事務所証票交付申請書及び資料	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会	一部公開	1 5
令和4年8月4日	小田原市新病院建設事業者選定委員会の議事録	病院再整備課	病院事業管理者	一部公開	1 3
令和4年8月4日	新病院建設事業者選定委員会プロポーザル案件に係る提案資料	病院再整備課	病院事業管理者	一部公開	1 2
令和4年8月4日	新病院建設事業者選定委員会プロポーザル案件に係る資料	病院再整備課	病院事業管理者	一部公開	1 2
令和4年8月4日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年8月4日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和4年8月4日	住居表示台帳付定に係る住居表示台帳	建築指導課	市長	公開	
令和4年8月5日	地積調査作業日誌	土木管理課	市長	公開	
令和4年8月8日	タウンニュースの広告について根拠のわかる書類	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	2
令和4年8月8日	同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年8月12日	得芸の記事掲載にかかった税金額を示した公文書	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	2

公文書公開請求処理台帳

<令和4年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和4年8月14日	令和元年8月1日以降に決定された公文書公開決定及び公文書一部公開決定について、「公開決定の日」、「公文書の公開日時」及び「担当部課がわかる文書	総務課	市長	一部公開	1 2
令和4年8月15日	特定の協議会の分担金を納付したことがわかる書類	事業課	市長	不存在	
令和4年8月16日	住居表示付定処理簿と住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年8月17日	令和3年度小田原市立矢作小学校防火戸改修工事の金入り設計書	学校安全課	市長	公開	
令和4年8月17日	令和3年度上府中公園トイレ改修工事の金入り設計書	建設政策課	市長	公開	
令和4年8月17日	令和3年度生涯学習センター国府津学習館トイレ改修工事の金入り設計書 令和3年度生涯学習センター国府津学習館トイレ改修に伴う機械設備工事の金入り設計書	生涯学習課	市長	公開	
令和4年8月17日	令和3年度新玉地区地域コミュニティ活動の場整備に伴う工事の金入り設計書	地域政策課	市長	公開	
令和4年8月17日	令和3年度久野配水池ポンプ室補強工事の金入り設計書	水道整備課	市長	公開	
令和4年8月18日	市のホームページ掲載内容に関するもの	デジタルイノベーション課	市長	一部公開	1
令和4年8月18日	市のホームページ掲載内容に関するもの	デジタルイノベーション課	市長	公開	
令和4年8月18日	市のホームページ掲載内容に関するもの	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和4年8月21日	議事録	総務課	市長	一部公開	3
令和4年8月21日	特定の委託契約の売上げ及び委託料の総額等がわかるもの	事業課	市長	不存在	
令和4年8月22日	令和元年6月17日公告の小田原市公共施設包括管理業務委託プロポーザルにおいて、優先交渉権者となった申込者の企画提案書	資産経営課	市長	一部公開	1 2
令和4年8月23日	タウンニュースの広告について指示内容のわかる書類	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和4年8月24日	土地・家屋課税台帳の記録	資産税課	市長	公開	
令和4年8月24日	新玉地区地域コミュニティ活動の場整備に伴う機械設備工事の金入り設計書一式	地域政策課	市長	公開	
令和4年8月24日	次の令和3年度入札案件の金入り設計書 各一式 ・令和3年度田代山農道改良工事 ・令和3年度江之浦字吉原地内災害復旧工事	農政課	市長	公開	
令和4年8月25日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年8月29日	土地売買契約書	資産経営課	土地開発公社	一部公開	5
令和4年8月29日	土地交換契約書	土木管理課	市長	一部公開	5
令和4年8月29日	令和3年度国府津駅前広場拡張整備工事の内訳書	道水路整備課	市長	公開	
令和4年9月2日	下記各工事の金抜き・金入り設計書(単価表まで) ・令和4年度江之浦配水池場内配管工事 ・令和4年度飯泉排水管改良工事 ・令和4年度栄町排水管改良工事 ・令和4年度飯田岡配水管改良工事 ・令和4年度本庁一丁目排水管新設工事 ・令和4年度板橋排水管工事	水道整備課	市長	公開	
令和4年9月5日	平面図	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和4年9月6日	令和4年度市道1061舗装修繕工事 令和4年度市道0021法面修繕工事 上記案件の金額入り内訳設計書一式	道水路整備課	市長	公開	
令和4年9月6日	令和4年度栄町排水管改良工事の金額入り内訳設計書一式	水道整備課	市長	公開	
令和4年9月7日	危険物製造所に係る資料	消防総務課	市長	公開	
令和4年9月7日	特定の委託業務について受託者と協議をした記録及び業務内容についての文書	事業課	市長	不存在	
令和4年9月7日	特定の事業の売上額がわかる書類及び委託料等の総額及び内訳のわかる書類	事業課	市長	公開	
令和4年9月7日	特定の事業の売上額がわかる書類	事業課	市長	不存在	
令和4年9月7日	特定の事業の開催に係る文書	事業課	市長	公開	
令和4年9月8日	特定の事業の売上額がわかる書類及び委託料等の総額及び内訳のわかる書類	事業課	市長	公開	
令和4年9月8日	特定の事業の売上額がわかる書類	事業課	市長	不存在	
令和4年9月8日	小田原市が旧統一教会(関連団体含む)から寄付を受けていた際の公文書一切	資産経営課	市長	一部公開	1
令和4年9月8日	小田原市が旧統一教会(関連団体含む)から寄付を受けていた際の公文書一切	教育総務課	市長	公開	
令和4年9月8日	小田原市が旧統一教会(関連団体含む)から寄付を受けていた際の公文書一切	子育て政策課	市長	公開	
令和4年9月8日	小田原市が旧統一教会(関連団体含む)から寄付を受けていた際の公文書一切	職員課	市長	一部公開	1 4
令和4年9月12日	令和2年度公募型指名競争入札 工事名:看護師宿舎北解体工事 上記案件の・工事概要説明事項書・工事内訳書(単価記入のもの)・種目別内訳(単価記入のもの)・科目別内訳(単価記入のもの)・中科目別内訳(単価記入のもの)・細目別内訳(単価記入のもの)・別紙明細(単価記入のもの)・代価表(単価記入のもの)・共通費計算書	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和4年9月12日	令和3年度公募型指名競争入札 工事名:職員住宅解体撤去工事 上記案件の・工事概要説明事項書・工事内訳書(単価記入のもの)・種目別内訳(単価記入のもの)・科目別内訳(単価記入のもの)・中科目別内訳(単価記入のもの)・細目別内訳(単価記入のもの)・別紙明細(単価記入のもの)・代価表(単価記入のもの)・共通費計算書	職員課	市長	公開	
令和4年9月13日	道路位置指定同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年9月14日	令和4年度公共原水道長寿命化工事(その1) 令和4年度公共下水道地震対策工事(その2) 令和3年度公共下水道地震対策工事(その8) 令和3年度公共下水道地震対策工事(その7) 上記工事金入り設計書一式	下水道整備課	市長	公開	
令和4年9月20日	境界確定図	土木管理課	市長	公開	
令和4年9月22日	不動産共同売上に係る書類	市税総務課	市長	一部公開	1 2
令和4年9月27日	相談カード綴・道路線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年9月27日	記帳所設置に関する文書	総務課	市長	公開	
令和4年9月27日	記帳所設置に関する文書	総務課	市長	一部公開	1 2
令和4年9月27日	記帳所設置に関する文書	総務課	市長	不存在	
令和4年9月27日	半旗掲揚に関する文書	総務課	市長	公開	
令和4年9月27日	半旗掲揚に関する文書	総務課	市長	不存在	
令和4年9月27日	半旗掲揚に関する文書	教育総務課	教育委員会	公開	
令和4年9月30日	議事録	総務課	市長	一部公開	1 3 4
令和4年10月3日	委託料の支払いに関する書類	事業課	市長	公開	
令和4年10月3日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年10月3日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和4年10月4日	現指定管理者が応募時に提出した事業計画書及び収支予算書	水産海浜課	市長	一部公開	1 2
令和4年10月4日	支出命令票	事業課	市長	公開	
令和4年10月5日	特定の報道機関への抗議文に関する書類	広報広聴室	市長	一部公開	1
令和4年10月5日	市職員の視察に関する書類	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和4年10月5日	小田原市病院建設事業者選定委員会における採点結果	病院再整備課	病院事業管理者	非公開	1 2 3
令和4年10月5日	金額入り設計書	農政課	市長	公開	
令和4年10月6日	金額入り設計書	道水路整備課	市長	公開	
令和4年10月6日	出張命令書	秘書室	市長	一部公開	1
令和4年10月6日	政策監のスケジュール	未来創造・若者課	市長	公開	
令和4年10月7日	政策監の旅行命令申請書	未来創造・若者課	市長	一部公開	1
令和4年10月11日	市職員の視察の旅行命令申請書	デジタルイノベーション課	市長	公開	
令和4年10月11日	市職員の視察資料	デジタルイノベーション課	市長	不存在	

公文書公開請求処理台帳

<令和4年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号
令和4年10月12日	公共施設利用に関する文書	生涯学習課	市長	一部公開	1
令和4年10月17日	施設利用に関する文書	生涯学習課	市長	一部公開	1
令和4年10月17日	特定事業者との契約書等	総務課	市長	不存在	
令和4年10月24日	建設リサイクル法の規定による解体等の届出書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年10月24日	市職員の視察の旅行命令申請書	デジタルイノベーション課	市長	公開	
令和4年10月24日	市職員の視察資料	デジタルイノベーション課	市長	不存在	
令和4年10月25日	防火対象物情報	消防総務課	市長	公開	
令和4年10月26日	境界確認報告書	土木管理課	市長	一部公開	1 2 5
令和4年10月27日	小田原市ボランティア活動補償制度に関する文書	地域政策課	市長	公開	
令和4年10月27日	道路位置指定確認書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年10月28日	事故対応マニュアル、医療費給付一覧	学校安全課	教育委員会	公開	
令和4年10月28日	事故報告書	学校安全課	教育委員会	一部公開	1
令和4年10月28日	校務分掌	教育指導課	教育委員会	公開	
令和4年10月28日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年11月4日	令和3年度公共下水道工事に伴う地質調査・設計業務委託の金入り設計書	下水道整備課	市長	公開	
令和4年11月9日	旧小田原市民会館解体撤去工事の金入り設計書	文化政策課	市長	取下げ	
令和4年11月11日	・令和4年度米町排水管改良工事 ・令和4年度江之浦配水池場内配管工事 ・令和4年度飯泉排水管改良工事 ・令和4年度飯田岡配水管改良工事 ・令和4年度本庁一丁目排水管新設工事 上記すべて諸経費計算書のみ	水道整備課	市長	公開	
令和4年11月11日	令和3年度田代山農道改良工事の金入り設計書(内訳書から諸経費計算書まで)	農政課	市長	公開	
令和4年11月11日	令和4年度史跡小田原城跡御用米曲輪修景整備工事の金入り設計書(内訳書から諸経費計算書まで)	文化財課	市長	公開	
令和4年11月11日	第1回から第85回までの小田原市個人情報保護運営審議会の諮問事案書一覧	総務課	市長	公開	
令和4年11月14日	令和3年度旧石橋保育園園舎等解体撤去工事の金入り設計書	保育課	市長	公開	
令和4年11月16日	令和4年度広域農道小田原中井線舗装改良工事の工事設計書(諸経費計算書まで)一式 令和4年度田代山農道改良工事の工事設計書(諸経費計算書まで)一式	農政課	市長	公開	
令和4年11月16日	特定の協議会の分担金を支払ったことがわかる書類	事業課	市長	不存在	
令和4年11月16日	特定の委託業務の内容と、経費のわかる書類	事業課	市長	公開	
令和4年11月18日	・令和4年度田代山農道改良工事 ・令和4年度広域農道小田原中井線舗装改良工事 本工事の内訳書から単価表まで(金入り)	農政課	市長	公開	
令和4年11月21日	土地の賃貸借契約書	資産経営課	市長	一部公開	2
令和4年12月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和4年12月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1
令和4年12月2日	土地使用賃貸借契約書	資産経営課	市長	一部公開	2
令和4年12月19日	線形同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和4年12月19日	活性炭の購入、活性炭の再生業務委託、施設整備委託その他小田原市が運営管理する浄水施設に対する活性炭の納入を含む案件一切	浄水管理課	市長	一部公開	2
令和4年12月22日	小田原市内家屋のうち、各用途別の構造・棟数・床面積の情報	資産税課	市長	公開	
令和4年12月23日	市が議会で申し立てた特定の案件の記録	秘書室	市長	一部公開	1
令和4年12月26日	境界査定報告書の平面図	土木管理課	市長	公開	
令和5年1月10日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1 2
令和5年1月11日	小田原市議会議員全員協議会の議事録、会議資料	議会総務課	議会	一部公開	1
令和5年1月12日	公的に購読している政党機関紙に関する文書	資産経営課	市長	不存在	
令和5年1月12日	公的に購読している政党機関紙に関する文書	議会総務課	議会	不存在	
令和5年1月12日	公的に購読している政党機関紙に関する文書	教育総務課	教育委員会	不存在	
令和5年1月12日	公的に購読している政党機関紙に関する文書	中央図書館	教育委員会	不存在	
令和5年1月20日	特定の場所の埋立て変更許可申請書に係る書類	農政課	市長	一部公開	1 2 5
令和5年1月23日	住居表示付定処理簿と住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年1月23日	小田原市立病院の病理検査室および解剖室の作業標準マニュアル、教育訓練の内容が分かる文書	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和5年1月23日	小田原市立病院の病理検査室および解剖室の作業環境測定の結果	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1 2
令和5年1月23日	小田原市立病院の病理検査室および解剖室の換気装置の設置工事についての文書	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1 2
令和5年1月23日	中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年1月24日	高田浄水場再整備事業推進委員会資料	水道整備課	市長	一部公開	1 2 3
令和5年1月25日	小田原市立病院の病理検査室および解剖室におけるホルマリン、キシレンに関する文書	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1
令和5年1月25日	小田原市立病院における、特定化学物質障害予防規則で定められている労働者保護のために実施した措置に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和5年1月25日	小田原市立病院における、特定化学物質障害予防規則で定められている労働者保護のために実施した措置に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年1月27日	協定道路同意書(図面)	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年1月30日	カラ―航空写真(特定の地番部分)	資産税課	市長	公開	
令和5年2月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年2月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開	
令和5年2月3日	特定の報道機関の取材に対して回答した文書	総務課	市長	一部公開	1
令和5年2月8日	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する文書	資産税課	市長	一部公開	2
令和5年2月8日	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する文書のうち、報酬支払に関するもの	資産税課	市長	不存在	
令和5年2月8日	令和4年度 公共下水道工事に伴う地質調査・設計業務委託の単価表を含む金入り設計書	下水道整備課	市長	公開	
令和5年2月8日	道路後退同意書、中心位置同意書	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年2月14日	特定の事業の支出に関する書類	事業課	市長	一部公開	2
令和5年2月14日	特定の事業に関する歳出決算経費別明細書	事業課	市長	公開	
令和5年2月14日	特定の事業の車券発売額の内訳がわかる書類	事業課	市長	公開	
令和5年2月15日	小田原市立病院の職員定期健康診断時の血液検査に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年2月20日	現況図	建築指導課	市長	一部公開	1
令和5年2月21日	下記工事の金入り設計書 工事名: 令和4年度 早川中継ポンプ場汚水ポンプ等改修工事	下水道整備課	市長	公開	
令和5年3月6日	安全衛生委員会の議事録	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年3月6日	安全衛生委員会の議事録	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1
令和5年3月6日	小田原市立病院における解剖件数、切り出し件数、術中迅速病理診断件数について	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	1
令和5年3月6日	小田原市立病院の切り出し室のホルムアルデヒド作業環境測定に対する改善措置についての関係文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年3月6日	小田原市立病院における特定の保護具に係る文書	経営管理課	病院事業管理者	公開	
令和5年3月6日	小田原市立病院の特定の作業主任者の選任履歴に関する文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年3月6日	小田原市立病院の特定の作業主任者が職務上作成した文書	経営管理課	病院事業管理者	不存在	
令和5年3月8日	小田原市立富水小学校における敷地面積・建築面積・延べ床面積及び校舎内各所室の面積と配置が確認できる各階平面図	学校安全課	教育委員会	一部公開	1

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号		
令和5年3月9日	事故報告書、不祥事事故防止会議の議事録と資料	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		
令和5年3月9日	事故報告書、不祥事事故防止会議の議事録と資料	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和5年3月9日	学校保健日誌	学校安全課	教育委員会	不存在			
令和5年3月9日	学校保健日誌	学校安全課	教育委員会	一部公開	1		
令和5年3月14日	市有地私下申請書における見取図	資産経営課	市長	公開			
令和5年3月14日	市有地私下申請書における添付図面、実測図	資産経営課	市長	不存在			
令和5年3月16日	市有地私下申請書が却下された根拠	資産経営課	市長	不存在			
令和5年3月16日	公園の遊具・施設の定期点検結果報告書	みどり公園課	市長	一部公開	1		
令和5年3月16日	道路位置指定復元図	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和5年3月22日	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	消防総務課	市長	一部公開	1		
令和5年3月24日	小田原市地域活動支援センター事業費補助金の交付申請の添付資料の利用者名簿	障がい福祉課	市長	一部公開	1		
令和5年3月28日	カラー航空写真	資産税課	市長	公開			

個人情報開示請求処理台帳

<令和4年度>

請求日	個人情報の概要（運用状況報告用）	担当課	部局	決定	非開示 該当号		
令和4年4月4日	特定の事件の調査内容	教育指導課	教育委員会	一部開示	1	2	5
令和4年4月12日	住民異動届、住民票写し等請求書	戸籍住民課	市長	開示			
令和4年4月13日	家屋評価調査書、家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示			
令和4年4月19日	特定の連絡内容記録	生活援護課	市長	取下げ			
令和4年4月19日	家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示			
令和4年4月20日	救急出動報告書	消防総務課	市長	開示			
令和4年5月13日	住民異動届とそれに関する書類	戸籍住民課	市長	一部開示	2		
令和4年5月17日	救急出動報告書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年6月7日	生活保護の利用状況のわかる書類	生活援護課	市長	取下げ			
令和4年6月17日	戸籍証明書等請求書及び住民票写し等請求書	戸籍住民課	市長	一部開示	2		
令和4年7月1日	住民票写し等請求書	戸籍住民課	市長	一部開示	2	3	
令和4年7月4日	相談時に提出した書類	地域安全課	市長	不開示			
令和4年7月4日	相談記録	地域安全課	市長	開示			
令和4年7月8日	個人情報の提供及び取得の記録	生活援護課	市長	一部開示	3		
令和4年7月8日	個人情報の提供及び取得の記録	障がい福祉課	市長	一部開示	3		
令和4年7月12日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年7月12日	議事録	総務課	市長	取下げ			
令和4年7月26日	学習指導要録	教育指導課	教育委員会	開示			
令和4年7月29日	介護認定に係る主治医意見書及び認定調査票	高齢介護課	市長	開示			
令和4年8月4日	家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示			
令和4年8月5日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年8月12日	救急搬送に関する記録	消防総務課	市長	開示			
令和4年8月18日	生活保護ケース診断（検討）票	生活援護課	市長	開示			
令和4年9月6日	家屋見取図調査書	資産税課	市長	開示			
令和4年9月6日	介護認定に係る主治医意見書及び認定調査票	高齢介護課	市長	一部開示	3		
令和4年9月14日	救急報告書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年9月27日	医療レセプト	生活援護課	市長	開示			
令和4年9月30日	救急出動報告書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年10月17日	住民票写し等請求書	戸籍住民課	市長	開示			
令和4年10月18日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年10月18日	人事評価に関する書類	職員課	市長	開示			
令和4年10月18日	人事評価に関する書類	職員課	市長	不開示			
令和4年10月21日	救急搬送記録	消防総務課	市長	開示			
令和4年11月9日	診療報酬明細書	保険課	市長	開示			
令和4年11月9日	火災調査書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年11月21日	水路占用掘さく許可書	土木管理課	市長	一部開示	3		
令和4年11月22日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年11月22日	手帳に関すること	障がい福祉課	市長	開示			
令和4年11月22日	・障害福祉サービスの利用状況 ・障がい者手当てについて（特別障害者手当、重度障害者手当）	障がい福祉課	市長	不開示			
令和4年11月29日	主治医意見書、介護認定調査票	高齢介護課	市長	開示			
令和4年11月29日	身元調査についての依頼及び回答文書	戸籍住民課	市長	一部開示	2		
令和4年12月6日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年12月6日	火災調査書一式	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和4年12月9日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和4年12月15日	主治医意見書、認定調査票及び認定結果通知書	高齢介護課	市長	一部開示	2	3	
令和4年12月21日	要介護認定に係る認定調査票	高齢介護課	市長	開示			
令和4年12月28日	農家基本台帳、小作地台帳	農業委員会事務局	農業委員会	一部開示	2		
令和5年1月12日	印鑑登録証明書交付申請書	戸籍住民課	市長	不開示			
令和5年1月16日	在職中の作業記録、カルテ	経営管理課	病院事業管理者	開示			
令和5年1月16日	在職中の作業記録	経営管理課	病院事業管理者	不開示			
令和5年1月17日	主治医意見書、認定調査票及び認定結果通知書	高齢介護課	市長	一部開示	3		
令和5年1月17日	火災調査書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和5年2月3日	名寄帳	資産税課	市長	一部開示	2		
令和5年2月8日	特定の管理料の引き落とし口座	みどり公園課	市長	不開示			
令和5年2月17日	介護給付の利用者負担額	高齢介護課	市長	開示			
令和5年2月22日	名寄帳	資産税課	市長	開示			
令和5年2月24日	火災調査報告書	消防総務課	市長	一部開示	2		
令和5年3月2日	市ホームページ「要望・問い合わせ」から特定の課に問い合わせた内容に対する対応状況のわかる書類	事業課	市長	開示			
令和5年3月13日	固定資産税・都市計画税の納付した金額がわかるもの	市税総務課	市長	開示			
令和5年3月22日	印鑑登録証明書交付申請書	戸籍住民課	市長	不開示			
令和5年3月22日	固定資産税の収納状況	市税総務課	市長	開示			
令和5年3月27日	要介護認定分の主治医意見書及び認定調査票（特記事項含）	高齢介護課	市長	開示			
令和5年3月29日	特定の書類の受付から決定までに係る情報	障がい福祉課	市長	開示			